

発刊にあたって

破産管財人の経験を積んでいくと、担当する案件が、それまでのオーソドックスなものから、業種も換価財産もさまざま、問題点も多種多様なものになっていき、自分の処理方針、方法が正しいのかどうか不安になる場面が増えていきます。身近に相談できる先輩等がいるとよいのですが、なかなか難しい場合も多いでしょう。

本書は、そうした場合に先輩代わりとなってくれる書籍です。同種の事例で経験者はどう考えてどのように処理し、結果はどうであったか。もちろん、同種事例であっても、全く同じものなどはありません。実際の案件では、当該案件に即して自ら考え工夫し処理をしていく必要があります。それでも、経験者の着眼点や工夫例等は大いに参考になることでしょう。

ご好評をいただいた『破産管財 BASIC』（2014年2月刊）は、主に初心者向けに、破産管財人としての基本的な心構えからノウハウまでをわかりやすくお伝えする入門書でしたが、本書はそのいわば実践版です。本書のベースとなった約100件もの事例は関西を中心に中堅・若手の破産管財人経験者からご提供をいただきました。そこには、経験者の知恵と工夫、心意気がつまっています。ただ、経験談というのはときに武勇伝になりがちです。それらを、迷える他の破産管財人が活用しやすいように可能な限り一般化し、論点の取舍選択から構成の検討に至るまで、8名の編集委員が2年近く掛けて（ときに自らの武勇伝も披露しつつ）侃々諤々の議論をして整理し、まとめ上げました。多忙な弁護士業務を抱えながら、本書の完成全般に中心的役割を果たしていただいた編集委員の方々には、心より賛辞を呈します。

本書が、『破産管財 BASIC』と同様、少しでも多くの破産管財事件にかかわる中堅・若手の方々に活用され、破産管財人として大いに活躍されることを期待しております。

2017年1月

弁護士 中 森 巨

はしがき

『破産管財 BASIC—チェックポイントと Q&A—』の続編として、『破産管財 PRACTICE—留意点と具体的処理事例—』をお送りします。

本書は、『破産管財 BASIC』の出版記念の打ち上げから始まりました。

破産管財事件は、ここ10年間、年間3万件前後あり（近年は、破産管財人選任率は、約40パーセントに上昇しています）、その数だけ破産管財人が存在するということになります。破産管財人の業務については、筆者が関与したものも含め数多くの出版物がありますが、それらが実際にどのように実行されているのか、まさに Practice を集約した出版物はありませんでした。

今回、『破産管財 BASIC』の執筆者に加え、関西方面に縁のあるメンバーに呼びかけ、うまく処理できた事例、創意工夫した事例、苦労した事例を持ち寄り、司法修習第56期を中心とした編集委員が約100の事例とコラムにアレンジしてまとめ上げました。前提となる事実関係、考慮すべき事情は個別の事案ごとにさまざまあり、絶対的な正解があるわけではない中で、それぞれの破産管財人経験者が考え、悩み、決断した事例の集積です。これらは、今後同種の事案を処理するにあたり、有益な情報となるでしょう。また、本書では、業種・事業類型別の事務処理上の留意点をまとめることで、『破産管財 BASIC』からさらなる架橋を図っております。本書をご利用いただき、よりよい破産管財実務が今後も維持発展されんことを祈念しております。

最後になりましたが、日々の業務で忙しい中、編集作業に多大な時間と労力を費やしていただいた編集委員の皆さんに心より御礼申し上げます。

また、冒頭に述べた打ち上げの場に同席され、一緒になって本企画を検討いただき、本書の出版をお引き受けいただきました民事法研究会の田中敦司氏に感謝申し上げます。

2017年1月

弁護士 野村 剛 司

●執筆者一覧●

(50音順)

〔監修〕

- 弁護士 中森 亘 北浜法律事務所・外国法共同事業(47期・大阪弁護士会)
 弁護士 野村 剛司 なのはな法律事務所 (50期・大阪弁護士会)

〔編集・執筆〕

- 弁護士 相沢 祐太 ふじ総合法律会計事務所 (56期・大阪弁護士会)
 弁護士 阿部 宗成 奏和法律事務所 (56期・大阪弁護士会)
 弁護士 井口喜久治 井口喜久治総合法律事務所 (56期・大阪弁護士会)
 弁護士 尾島 史賢 弁護士法人あしのは法律事務所 (56期・大阪弁護士会)
 弁護士 久米 知之 神戸 H. I. T. 法律事務所 (56期・兵庫県弁護士会)
 弁護士 中西 敏彰 北浜法律事務所・外国法共同事業(55期・大阪弁護士会)
 弁護士 中村 真 方円法律事務所 (56期・兵庫県弁護士会)
 弁護士 堀野 桂子 北浜法律事務所・外国法共同事業(58期・大阪弁護士会)

〔執筆〕

- 弁護士 池条 有朋 池条法律事務所 (52期・秋田弁護士会)
 弁護士 宇都宮一志 清和法律事務所 (57期・大阪弁護士会)
 弁護士 桶谷 和人 植物園法律会計事務所 (56期・札幌弁護士会)
 弁護士 尾田 智史 弁護士法人池内総合法律事務所大阪事務所 (57期・大阪弁護士会)
 弁護士 北嶋 紀子 フェニックス法律事務所 (53期・大阪弁護士会)
 弁護士 木村 裕史 木村法律事務所 (56期・兵庫県弁護士会)
 弁護士 小林 あや 小林功武法律事務所 (53期・大阪弁護士会)
 弁護士 小林 諭 小林総合法律事務所 (60期・大阪弁護士会)
 弁護士 佐々木清一 梅田中央法律事務所 (57期・大阪弁護士会)
 弁護士 佐藤 俊 弁護士人大江橋法律事務所 (58期・大阪弁護士会)
 弁護士 嶋田 修一 法修館法律事務所 (51期・大阪弁護士会)

執筆者一覧

弁護士	清水	良寛	弁護士法人淀屋橋・山上合同（57期・大阪弁護士会）
弁護士	白木	優	せせらぎ法律事務所（59期・滋賀弁護士会）
弁護士	鈴木	蔵人	色川法律事務所（58期・大阪弁護士会）
弁護士	團	潤子	疋田淳法律事務所（54期・大阪弁護士会）
弁護士	赫	高規	弁護士法人関西法律特許事務所（52期・大阪弁護士会）
弁護士	富本	和路	おのころ法律事務所（58期・兵庫県弁護士会）
弁護士	豊島	ひろ江	中本総合法律事務所（50期・大阪弁護士会）
弁護士	西片	和代	神戸パートナーズ法律事務所（56期・兵庫県弁護士会）
弁護士	野城	大介	きっかわ法律事務所（54期・大阪弁護士会）
弁護士	濱野	裕司	濱野法律事務所（55期・大阪弁護士会）
弁護士	平井	信二	アクト大阪法律事務所（53期・大阪弁護士会）
弁護士	藤原	唯人	神戸パートナーズ法律事務所（53期・兵庫県弁護士会）
弁護士	藤原	誠	北浜法律事務所・外国法共同事業（60期・大阪弁護士会）
弁護士	松本	和人	松本総合法律事務所（56期・秋田弁護士会）
弁護士	溝渕	雅男	共栄法律事務所（59期・大阪弁護士会）
弁護士	宮崎	純一	中村利雄法律事務所（60期・京都弁護士会）
弁護士	森	拓也	きっかわ法律事務所（55期・大阪弁護士会）
弁護士	森本	純	金子・中・橋本法律特許事務所（58期・大阪弁護士会）
弁護士	八木	宏	九頭竜法律事務所（54期・福井弁護士会）
弁護士	山本	幸治	きっかわ法律事務所（59期・大阪弁護士会）
弁護士	吉田	豪	弁護士法人淀屋橋・山上合同（58期・大阪弁護士会）
弁護士	渡邊	一誠	弁護士法人大江橋法律事務所（59期・大阪弁護士会）

※弁護士のカッコ内は、修習期・所属弁護士会を示す。

※所属事務所等の情報は2016年12月現在のものです。

第1部

業種・事業類型別の 事務処理上の留意点

1 製造（加工）業でよくある問題点

(1) 初動

(A) 工場等製造拠点での対応

□電気の通電の有無・高圧電力の要否

- ※工場のシャッターをあけるため、換価にあたって機械の稼働を確認するため、セキュリティシステム稼働のためなど、通電を必要とする場合がある。
- ※要冷蔵の食品を取り扱う業者の場合、在庫や製品の保存のため通電が必要となる。
- ※高圧電力を受電して使用する設備は、自家用電気工作物（電気事業法38Ⅳ）に該当する可能性があり、電気保安協会との契約締結等技術水準の維持・保安の義務がある（同法39等）。

(B) 元従業員との関係

□管財業務に協力してくれる元従業員（特に営業関係）の把握

- ※製品の販売ルート、取引先との関係、仕掛品の出来高査定等、担当者であった元従業員の協力なくして破産財団の把握・換価等できない場合もあるため、可能な範囲で管財業務への協力を求める（財産換価490頁）。

(2) 破産財団の管理・換価

(A) 仕掛品、製品、材料・資材等の換価

□財団への帰属性、製品等の所在確認

- ※在庫ではなく取引先に製造納品後に修正作業等のため破産者が保管しているに過ぎない場合もある。
- ※反対に、下請業者の元に破産者所有の材料等が保管されている場合や、出荷途中で運送業者の倉庫に保管されている場合、消化仕入れの製品で納品先に保管されている場合等、保管場所が点在している場合もあるため、どこにどのようなものが保管されているか、早期に把握する。

□売却のスケジュールリング

- ※消費期限・賞味期限のある製品、使用期限等のある製品、アパ

レル商品等一定の時期までに換価しなければ価値が下落するもの等もあるため、元従業員からの情報も得て、早期に売却のスケジュールリングをする必要がある（財産換価491頁）。

□評価方法・販売方法

※顧客の注文に応じて製造する、いわゆるオーダーメイド製品の場合、製品の販路が限定される。

☐事例48

※在庫に汎用性がある場合、在庫等が大量である場合、食品等の緊急性を要する場合等、製品の性質に応じて販売方法を工夫する。

☐事例42～46

□集合物譲渡担保等の設定の有無

※在庫に集合物譲渡担保等が設定されていないが確認する。

☐債権譲渡担保につき事例15

※外部の倉庫に保管している場合で、倉庫業者の商事留置権と集合物譲渡担保とが競合するときには、受戻しにつきさらに協議が必要となる。

※所有権留保は破産手続において別除権として取り扱われるものの、対抗要件として占有改定が必要となる（2 卸売業・小売業でよくある問題点参照）。

※仕入れ先から動産売買先取特権が主張される場合（2. 卸売業・小売業でよくある問題点参照）。

□製造にあたって作成された図面やそのデータの取扱い

※製造のための図面や各種データを保管している場合があり、それが財団に帰属するのか、発注者に帰属するのか、廃棄するとしても、顧客にとって情報の流出にならないよう配慮が必要な場合もある。

☐事例48

(B) 売掛金の回収

□検収費用や各種増加費用に係る損害賠償請求権との相殺を主張されたときの対応

☐事例14

□仕掛業務に対する出来高請求の可否とその評価

☐事例48

□下請法違反の疑いがある場合の対応

☐事例7

(C) 機械設備の換価

□財団への帰属性

※リース物件やレンタル物件が含まれていることがある。また、受託している製造業がいわゆるオーダーメイドの場合に、顧客が機械を購入して破産者工場に設置している場合もあり、機械

設備が必ずしも財団に帰属しているとは限らない。

※反対に、下請業者に機械設備を貸し出している場合もある。その場合は、財団に帰属するものとして、返還を求めたり、当該下請業者への売却を試みたりする必要がある。

□売却方法

※売却方法として、工場一体としての売却や機械ごと個別に売却する方法がある。機械ごとのほうが高くなる可能性はあるが、売れ残りが生じるリスクもある。

☞事例32

□機械設備の所有権留保・譲渡担保の設定の有無

※大型の機械設備の場合、機械設備の売主の所有権留保の対象となっている場合がある。また、破産者の窮状から譲渡担保に供されている場合もある。第三者対抗要件の具備についても検討が必要である。

□工場財団抵当が設定されている場合

※工場財団に当該機械設備が含まれていないか確認する必要がある。

☞事例32

(D) 工場等不動産の換価

□変電設備(キュービクル)、化学物質等危険物の保管、その処理方法

☞事例33

□産業廃棄物の処理

□工場団地内に所在する場合等、工場等の売却制限の有無

※工場団地の企業が中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合を設立し、定款等において、その所有する不動産の譲渡等につき組合の承諾が必要と定められている場合があるため、当該定款等の有無を調査したうえで、制限があった場合には、早期に組合と協議をすることが必要となる(財産換価497頁)。

□工場開設にあたって国や地方自治体から補助金を受領していた場合

※補助金返還を求められる場合がある(その返還請求権の法的性質について、財産換価498頁)。

(E) 特殊な技術の換価等

□特許権、商標等知的財産権の評価と換価

※特許権の有無は、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)(<http://www.jp-patent.com/>)

第2部

破産手続における 場面・手続ごとの 具体的処理事例

第1章 破産手続開始の申立て

【事例1】 事業停止に伴う従業員に対する説明の重要性

人材派遣業	破産財団	100～500万円
	債権者数	100名～
	処理結果	異時廃止

【事例】

破産会社は人材派遣会社で、大手メーカーの製造ラインで働く従業員を雇用していた。破産会社は5年前頃から業績が悪化していたにもかかわらず、高額な役員報酬を支払い続けるなどして資金繰りに行き詰まり、破産手続の開始を申し立てた。破産会社代表者は直接従業員に説明することなく、従業員約60名に対して携帯電話向けの電子メールで近日中に破産手続開始の申立てをするので出社する必要はないという内容の電子メールを送信し、申立代理人からは破産手続開始の申立てに関する「お知らせ」という文書を従業員に郵送しただけであった。申立代理人が発送した文書には、破産会社が破産手続の開始を申し立てる予定であるので従業員全員を解雇すること、近日中に裁判所から文書が届くので待つようにという趣旨のことが書かれていた。

そのため、破産手続開始の申立て前より、従業員から裁判所に対して10件以上の苦情と問合せが寄せられていた。その内容は「いつ破産するのか」、「破産会社の社長と連絡がとれない」、「給料は支払ってくれるのか」などというものであった。

【問題点】

- (1) 破産手続開始の申立てに伴う解雇について従業員に説明すべき事項
- (2) 破産会社代表者および申立代理人による説明の必要性

(3) 管財人による説明方法

【処理の経過と結果】

本事例においては、破産手続開始決定直後から、管財人事務所には従業員からの苦情と問合せが殺到することが予想されたため、破産手続開始前審尋において、破産会社代表者、申立代理人および管財人候補者が従業員説明会の開催を決め、破産手続開始決定通知の発送と同時期に、従業員説明会の開催を従業員に電話あるいは電子メールで案内した。

従業員説明会は従業員約50名が出席したうえで、管財人が司会を担当して開始し、破産会社代表者が冒頭で従業員に対してお詫びの言葉を述べた。また、申立代理人からも破産手続開始の申立てに至った事情等の説明がなされた。

なお、一部の従業員は、持参したビデオカメラを示し、説明会を録音録画したいと要望した。このような説明会は公開を予定するものではなく、管財人としては拒絶することもできると考えたが、説明会を欠席した従業員に見せる必要はあると解されたため、当該用途に限定することを確約させたうえで、録音録画を許可した。

【分析と検討】

破産会社および申立代理人には、管財人等に対する説明義務がある（法40 I）。一方で、従業員に対する説明について、法律に規定はないが、破産手続開始の申立てに至った事情や破産手続についての説明は、従業員の理解や納得を得るためにも破産会社代表者および申立代理人が行うことが望ましい。この点については、裁判所が選任した管財人において説明するほうがよいという場合もあろうが、破産会社代表者および申立代理人から直接説明しないと、従業員が不信感を抱くこともありうる。

破産手続開始の申立てに伴い解雇される従業員に説明すべき事項は、破産会社が破産手続開始の申立てに至った経緯や従業員を解雇せざるを得ない事情はもちろん、未払賃金の支払予定時期や健康保険・年金の変更手続等多岐に及ぶ（破産200問40頁）。本事例でも、管財人が破産手続、未払となっている

給料の支給手続および社会保険に関する手続を丁寧に説明した結果、従業員の態度は軟化した。

従業員は勤務先会社の破産手続が開始されることによって大きな影響を受ける。従業員への説明を正確かつ迅速に行う必要があるのは、申立代理人と管財人のいずれの立場でも（なお、法86条により管財人には給料債権や退職手当債権を有する従業員等に対して情報提供努力義務がある）、また、どのような事例であっても同様であるので、事例に応じた適切な対応が必要である。

〔コラム①〕

関係者との距離のとり方

管財人は、破産者や関係者の理解、協力を求めつつ、破産に至った経緯や債権債務の内容を正しく把握して、適切な処理を心がける必要があります。しかし、他方で、破産者や関係者の説明内容の矛盾についてさらに説明を求めたり、場合によっては否認権を行使したりというように、それらの者と対立する立場に立たねばならない場面も少なくありません。

この両者のバランスをどのようにうまくとっていくかという点はときに頭を悩ませる問題です。

管財人としての権利行使や調査を不足なく行うことは当然ですが、それによって関係者の態度を硬化させてしまい、事件処理が難航するというのでは、元も子もありません。

そのため、破産者や関係者と主張や利害が対立することが見込まれる事例では、「必要な事情聴取や証拠・資料の確保を先行させる」、「紋切り方ではなく関係者の言い分にも耳を傾けたうえで処理方針について丁寧に説明する」といった工夫や配慮が必要です。

また、そのような対立構造が生まれる事例では、逆に管財人としての判断に問題がないかどうか、善管注意義務違反となるような処理がないかどうかという点も厳しい目で評価されることになりますので、よりいっそうケアレスミスに注意するよう意識しなければなりません。

【事例48】

金型（仕掛品）の換価と製造にあたって作成した 図面の取扱い

製造販売業	破産財団	1000万円～
	債権者数	50～100名
	処理結果	配当

【事例】

破産会社は、顧客（発注元）から注文を受けて金型を作成し、これを販売するといった金型製造販売業を営んでおり、破産手続開始決定時点において金型の仕掛品2件が残されていた。また、これら顧客（発注元）の注文に応じて作成した金型の図面が多数保管されていた。

【問題点】

- (1) 金型の仕掛品の換価方法と評価額の算定方法
- (2) 図面の所有権の所在および図面の処分（換価）方法

【処理の経過と結果】

(1) 仕掛品の換価方法と評価額の算定方法

仕掛品については、いずれも顧客（発注元）との協議により、完成の程度に応じて、完成品の価額を減価する方法で決定した。

この点、金型製造の商慣習上、金型製造業者は金型を作成し納品するだけでは足りず、検収、試験運用を経て不具合を微修正するといった一連の作業が求められている。本事例の仕掛品はいずれも完成間近ではあったものの、上記検収、微修正等の作業を破産会社において今後行うことができないことから、発注元がこれを代替業者に依頼する必要が生じていた。同作業は納品後のサービスに過ぎないと整理することも考えられないわけではないが、商慣習等に照らせば、同作業も契約上の義務であり、これらを含めた一連の作業の対価が金型完成品の価格に対応したものであると考えられた。

そのため、仕掛品2件の価格については、発注元との間で個別交渉を重ね、

完成の程度やその後の作業量、早期回収の観点も加味して、概ね完成代金の8割で合意して、これを破産財団に組み入れた。

(2) 図面

破産会社においては、発注元のために製造した金型の図面を紙媒体で大量に保管し、この図面を基に発注元の注文に応じて金型を製造していた。そこで、発注元からは、今後は別の業者に金型製造を委託する必要があるため破産会社保管の図面を引き渡してほしい旨の申入れを受けた。

そこで、関係当事者から事情を確認し、図面の所有権としては破産会社が保有していると認定できたものの(図面が著作権法上の著作物に該当するかについては検討の余地がありうるが、仮に著作権が認められたとしても、発注元との契約上その権利譲渡も明確ではない)、破産会社の商慣習上、図面作成も含めての金型製造対価であったことや、破産手続開始決定前も発注元からの要望に応じて無償で図面を交付していたことが認められた。また、発注元に図面を売却するとしても、図面の財産的価値を算定することは困難であり、一方、図面は紙媒体で保管されており交付するとしてもそれほど労力や実費を要しなかったためその実費相当額を請求するというアプローチも困難であった。さらに、図面の保管場所が賃借物件であり速やかに明け渡す必要があったこと等総合的に勘案して、結局、無償で発注元に対して交付することとした。

ただし、上記のとおり、図面の保管場所は賃借物件であり速やかに明け渡す必要があったことから、発注元から申出があった場合に限定し、かつ、効率化のためにまとめて同一日において返還するよう調整をした。

【分析と検討】

小さな商品の仕掛品の場合には、土木工事のように出来高管理がなされているわけではないため、その出来高算定は難しい。破産会社の商慣習等も踏まえて、出来高算定と価格交渉をする必要がある。

また、本事例においては破産会社保管の図面を無償で発注元に交付したが、図面の内容や交付のコスト等によってはその対価を求めることが適切な場合もあるため、商慣習等も考慮して方針を検討する必要がある。

7 機械・工具類・什器備品

【事例49】

クリーニング業におけるクリーニング未了品の処理と機械管理

クリーニング業	破産財団	～100万円
	債権者数	10～50名
	処理結果	異時廃止

【事例】

破産会社は、ホテル等にリネン類（シーツやタオル、浴衣等）の貸出しを行うリネンサプライ業者から、リネン類のクリーニング業務を請け負っていたが、破産手続開始決定時、クリーニング未了のリネン類（リネンサプライ業者所有のもの）を多数占有した状態であった。

また、業務に使用していた洗濯機等も多数所有していた。

【問題点】

クリーニング未了のリネン等の処理および洗濯機等の資産の売却

【処理の経過と結果】

(1) クリーニング未了のリネン等の処理

破産会社の工場に、クリーニング未了のリネン等（浴衣、布団を含む。4トントラックでおよそ3台分）が残置されていた。

これらは、いずれもリネンサプライ業者の所有物であり、それを預かり保管していたものであった。

管財人としては、これらの物品に所有者であるリネンサプライ業者の取戻権（法62）があることは争うものではなかったが、予納金約20万円のほかに破産財団の増殖は期待できず、その返還のための費用を捻出することはできない状態であった（返還のための費用について業者に問い合わせたところ、予納金の範囲では困難との回答であった）。

破産管財 PRACTICE ——留意点と具体的処理事例——

平成29年2月1日 第1刷発行

定価 本体 3,400円＋税

監 修 中森巨・野村剛司
編 著 破産管財実務研究会
発 行 株式会社 民事法研究会
印 刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

カバーデザイン／鈴木 弘 ISBN978-4-86556-137-1 C3032 ¥3400E

本文組版／民事法研究会(Windows10 64bit+EdicolorVer10+MotoyaFont etc.)

落丁・乱丁はおとりかえします。